

序議付議事案書

開催・令和7年3月26日

所管部課	総務部職員課	部長	矢吹 勇一														
件 名	東大和市職員の管理職員特別勤務手当支給規則の一部を改正する規則 について																
		区分	<input type="radio"/> 1 審議事項 <input type="radio"/> 2 報告事項														
関係事項	条例規則																
部課機関																	
<p>1. 要旨</p> <p>(1) 改正理由</p> <p>職務級の原則に則った管理職員特別勤務手当の支給額とするため、規則の一部を改正する。</p>																	
<p>(2) 主な改正内容</p> <p>管理職員特別勤務手当について、5級の職のうち参事は4級の職と同額であったものを週休日・休日の場合は、5級の職は12,000円、4級の職は10,000円に改め、平日夜間の場合は、5級の職は6,000円、4級の職は5,000円に改める。</p> <table> <tr> <td>【改正前】</td> <td>週休日・休日 (平日夜間)</td> </tr> <tr> <td>5級 (部長及び議会事務局長)</td> <td>12,000 円 (6,000 円)</td> </tr> <tr> <td>5級 (部長及び議会事務局長以外)</td> <td>10,000 円 (5,000 円)</td> </tr> <tr> <td>4級</td> <td>10,000 円 (5,000 円)</td> </tr> </table> <table> <tr> <td>【改正後】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5級</td> <td>12,000 円 (6,000 円)</td> </tr> <tr> <td>4級</td> <td>10,000 円 (5,000 円)</td> </tr> </table> <p>(3) 施行日 令和7年4月1日</p>				【改正前】	週休日・休日 (平日夜間)	5級 (部長及び議会事務局長)	12,000 円 (6,000 円)	5級 (部長及び議会事務局長以外)	10,000 円 (5,000 円)	4級	10,000 円 (5,000 円)	【改正後】		5級	12,000 円 (6,000 円)	4級	10,000 円 (5,000 円)
【改正前】	週休日・休日 (平日夜間)																
5級 (部長及び議会事務局長)	12,000 円 (6,000 円)																
5級 (部長及び議会事務局長以外)	10,000 円 (5,000 円)																
4級	10,000 円 (5,000 円)																
【改正後】																	
5級	12,000 円 (6,000 円)																
4級	10,000 円 (5,000 円)																
<p>2. 経過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>総務課による事前審査済</p>																	
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>																	
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議における審議終了後、速やかに改正手続を進めたい。</p>																	
<p>5. 審議結果</p>																	

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。